

# 2019 年度入学生向け教職課程（英語）の概要

## ① 教職課程の段階的履修の概要

次の表に教職課程に関する履修科目等と指導の流れを示す。3年次での履修が必要以上の負担にならないよう、1・2年次の間に十分な学力を養うこと。2年次後期以降から個別面談で履修状況を確認する。

### 教職課程履修に関する履修科目等や指導の流れ

学年	前 期	後 期
1		「教職入門」
2	教職課程ガイダンス 「発達と学習の教育心理学」 「総合的な学習の指導法」 「英語教育学概論」 TOEIC の受験	個別面談（履修カルテ記入） 「教育制度論」 「教育原理」 「特別活動論」 「英語教材研究論」 介護等体験説明会 教員採用ガイダンス TOEIC の受験
3	教職課程ガイダンス 個別面談 教育実習内諾依頼手続き 教職インターンシップ希望者対象ガイダンス 「カリキュラム論」 「特別支援教育概論」 「教育相談」 「英語科教科教育法 1」 「道德教育指導論」 TOEIC の受験	個別面談 「生徒・進路指導論」 「教育の方法・技術」 「英語科教科教育法 2」 介護等体験説明会 教員採用ガイダンス 社会福祉施設における介護等体験 教育実習履修資格審査 TOEIC の受験
4	教職課程ガイダンス 個別面談 「教育実習」 教育実習反省会 特別支援学校における介護等体験 介護等体験ガイダンス 公立学校教員採用選考検査（7月）	「教育実習事前事後指導」（3～4年） 「教職実践演習（中・高）」 免許状一括申請説明会

## ② 履修すべき科目等

教育職員免許状（英語）を取得するために必要な本学の履修要件は次のとおりである。

### (1) 基礎資格

学士の資格を有すること。

### (2) 履修すべき科目及び単位数

#### ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

次の表に示す「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」の4区分にわたり、本学で開講されている該当科目を、各科目区分から合計12単位以上になるよう履修する。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
日本国憲法	日本国憲法1	1		2	○	
	日本国憲法2	1		2	○	
体 育	スポーツ実習1	1	1		○	
	スポーツ実習2	1	1		○	
外国語 コミュニケーション	英語コミュニケーション・スキルズB2	2		4	○	
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		2		} 1科目選択必修
	情報メディア論	1		2		
計				14		

#### ② 教科及び教科の指導法に関する科目

次の表に示す「英語学」、「英語文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」の4区分にわたり、本学で開講されている該当科目を、各科目区分から1科目以上選択、かつ、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」区分から5科目履修し、合わせて28単位以上になるように履修すること。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
英語学	英語学1	2		2	○	
	英語学2	2		2	○	
	英文法1	1		2	○	
	英文法2	1		2	○	
	英語の発音1	2		2		
	英語の発音2	2		2		
英語文学	英語文学1	2		2	○	
	英語文学2	2		2	○	
	文学研究A1	2		2		
	文学研究A2	2		2		
	文学研究B1	2		2		
	文学研究B2	2		2		
英語コミュニケーション	メディア英語1	3		2		下線科目1科目を含めて2科目以上履修
	メディア英語2	3		2		
	言語コミュニケーション論1	2		2		
	言語コミュニケーション論2	2		2		
異文化理解	文化交流論1	2		2		下線科目1科目を含めて2科目以上履修
	文化交流論2	2		2		
	異文化コミュニケーション論1	2		2		
	異文化コミュニケーション論2	2		2		
各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）	英語教育学概論	2		2		
	英語教材研究論	2		2		
	英語科教科教育法1	3		2		
	英語科教科教育法2	3		2		
	英語科授業研究	4		2		
計				50		

③ 大学が独自に設定する科目

次の表に示す「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、合わせて10単位以上修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
大学が独自に設定する科目	教育活動アクティブワーク	2		2		中免の場合必修
	道徳教育指導論	3		2		
計			4			

④ 教育の基礎的理解に関する科目等

次の表に示す全ての科目を、原則として所定の年次で履修する。なお、これらの科目のうち、「教育実習」は、卒業要件単位に含まれる。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		2	○	
	教職入門	1		2	○	
	教育制度論	2		2	○	
	発達と学習の教育心理学	2		2	○	
	特別支援教育概論	3		1	○	
	カリキュラム論	3		2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	3		2	○	中免の場合必修
	総合的な学習の指導法	2		1	○	
	特別活動論	2		2	○	
	教育の方法・技術	3		2	○	
	生徒・進路指導論	3		2	○	
	教育相談	3		2	○	
教育実践に関する科目	教育実習（中・高）	4		4	○	中免・高免の場合必修 高免の場合必修
	教育実習（高）	4		2	○	
	教育実習事前事後指導	3～4		1	○	
	教職実践演習	4		2	○	
計			31			

### ③ 介護等体験

3年次に社会福祉施設において5日間、4年次に特別支援学校等において2日間、介護等体験を所定の手続きを経て行うこと。

この体験は本学のボランティア実習とは別に行われるもので、体験を行う施設、学校の特定期間や日程の決定等は、大学と新潟県社会福祉協議会及び受け入れ校との前年度の協議で行われるもので、原則として申し込み後の取り消しはできない。

介護等体験の手続きは、体験の前年に行われる。介護等体験の手続きの方法についての案内は、すべて掲示にて行う。

### ④ 教育実習

教育実習事前事後指導は3年次前期から開始するが履修登録は4年次後期に行う。実習中は専任教員が実習校に赴き、担当学生の研究授業等を参観し、指導を行う。実習後は、実習校の評価表や実習ノート等に基づき、事後指導を行う。

教育実習の実施については、4年次に中学校又は高等学校での3週間の実習を行う。4年次の実習の手続きは3年次で行うので、3年次の教職課程ガイダンスは特に重要である。このガイダンス及び個別面談に欠席して指導を受けなかった場合は、教育実習の履修資格を失う。科目としての登録は4年次で行うが、2・3年次修了時点で次の履修資格を満たしていることが条件となる。

- ・ 所定の科目の単位を原則として全て修得している。
- ・ 教育実習に関わる所定の事務手続きを滞りなく終えている。

なお、学生が教育実習に実際に行くことができるかどうかについては、上記の条件等を踏まえつつ、それ以外の点も総合的に考慮した上で、教職課程委員会で最終的な判断を行う。

# 2019 年度入学生向け教職課程（社会・公民・地理歴史）の概要

## ① 教職課程の段階的履修の概要

次の表に教職課程に関する履修科目等と指導の流れを示す。3年次での履修が必要以上の負担にならないよう、1・2年次の間に十分な学力を養うこと。2年次後期以降から個別面談で履修状況を確認する。

### 教職課程履修に関する履修科目等や指導の流れ

学年	前 期	後 期
1		「教職入門」
2	教職課程ガイダンス 「発達と学習の教育心理学」 「総合的な学習の指導法」	個別面談（履修カルテ記入） 「教育制度論」 「教育原理」 「特別活動論」  介護等体験説明会 教員採用ガイダンス 教育実習履修資格審査
3	教職課程ガイダンス 個別面談 教育実習内諾依頼手続 教職インターンシップ希望者対象ガイダンス 「特別支援教育概論」 「教育相談」 「道徳教育指導論」 「カリキュラム論」 「社会科・公民科教科教育法」	「教育の方法・技術」 「生徒・進路指導論」 「社会科・地理歴史科教科教育法」 「社会科・公民科指導法」 介護等体験説明会 教員採用ガイダンス 社会福祉施設における介護等体験 教育実習履修資格審査
4	教職課程ガイダンス 個別面談 「社会科・地理歴史科指導法」 「教育実習」 教育実習反省会  特別支援学校における介護等体験 介護等体験ガイダンス  公立学校教員採用選考検査（7月）	「教育実習事前事後指導」（3～4年） 「教職実践演習（中・高）」  免許状一括申請説明会

## ② 履修すべき科目等

教育職員免許状(社会・公民・地理歴史)を取得するために必要な本学の履修要件は次のとおりである。

### (1) 基礎資格

学士の資格を有すること。

### (2) 履修すべき科目及び単位数

#### ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(社会・公民・地理歴史共通)

次の表に示す「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」の4区分にわたり、本学で開講されている該当科目を、各科目区分から合計12単位以上になるよう履修する。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
日本国憲法	日本国憲法1	1		2	○	
	日本国憲法2	1		2	○	
体育	スポーツ実習1	1	1		○	
	スポーツ実習2	1	1		○	
外国語 コミュニケーション	KEEP B2(聴く・話す)	2		4		英語、フランス語及びドイツ語の内、1言語の科目4単位を選択必修
	フランス語I-聴く・話す1	1		2		
	フランス語I-聴く・話す2	1		2		
	ドイツ語I-聴く・話す1	1		2		
	ドイツ語I-聴く・話す2	1		2		
情報機器の操作	コンピュータリテラシー	1		2		1科目選択必修
	情報メディア論	1		2		
計				22		

#### ② 教育の基礎的理解に関する科目等(社会・公民・地理歴史共通)

次の表に示す全ての科目を、原則として所定の年次で履修する。なお、これらの科目のうち、「教育実習」は、卒業要件単位に含まれる。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理	2		2	○	
	教職入門	1		2	○	
	教育制度論	2		2	○	
	発達と学習の教育心理学	2		2	○	
	特別支援教育概論	3		1	○	
	カリキュラム論	3		2	○	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	3		2	○	中免の場合必修
	総合的な学習の指導法	2		1	○	
	特別活動論	2		2	○	
	教育の方法・技術	3		2	○	
	生徒・進路指導論	3		2	○	
	教育相談	3		2	○	
教育実践に関する科目	教育実習(中・高)	4		4	○	中免・高免の場合必修
	教育実習(高)	4		2	○	
	教育実習事前事後指導	3~4		1	○	
	教職実践演習	4		2	○	
計				31		

③ 大学が独自に設定する科目（社会・公民・地理歴史共通）

次の表に示す「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」について、合わせて中学の場合2単位以上、高校の場合10単位以上修得する。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
大学が独自に設定する科目	教育活動アクティブワーク	2		2		中免の場合必修
	道徳教育研究	3		2		
計				4		

④ 「教科及び教科の指導法に関する科目」（公民）

次の表に示す「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の3区分にわたり、本学で開講されている該当科目を、各科目区分から1科目以上選択、かつ、「各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）」区分から2科目履修し、合計24単位以上になるように履修する。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)	国際法1	2		2	}	国際法1・2又は政治学1・2又は国際政治論1・2を選択必修
	国際法2	2		2		
	政治学1	1		2		
	政治学2	1		2		
	国際政治論1	2		2		
	国際政治論2	2		2		
	国際関係史1	1		2		
	国際関係史2	1		2		
	地域統合論1	2		2		
	地域統合論2	2		2		
	国際人権論1	3		2		
国際人権論2	3		2			
社会学、経済学 (国際経済を含む。)	社会学1	1		2	}	社会学1・2又は経済学1・2を選択必修
	社会学2	1		2		
	経済学1	1		2		
	経済学2	1		2		
	文化人類学1	1		2		
	文化人類学2	1		2		
	ヨーロッパ文化論1	2		2		
	ヨーロッパ文化論2	2		2		
	国際経済論1	2		2		
	国際経済論2	2		2		
	環境経済学1	3		2		
	環境経済学2	3		2		
	マーケティング論1	2		2		
	マーケティング論2	2		2		
経済史1	2		2			
経済史2	2		2			
哲学、倫理学、宗教学、 心理学	哲学1	1		2	○ ○	
	哲学2	1		2		
	倫理思想史1	2		2		
	倫理思想史2	2		2		
	キリスト教史1	2		2		
	キリスト教史2	2		2		
	心理学1	1		2		
心理学2	1		2			
各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）	社会科・公民科教科教育法	3		2		
	社会科・公民科指導法	3		2		
計				76		

⑤ 「教科及び教科の指導法に関する科目」(地理歴史)

次の表に示す「日本史」、「外国史」、「人文地理学・自然地理学」、「地誌」の4区分にわたり、本学で開講されている科目を各区分から1科目以上選択、かつ、「各教科の指導法(情報機器及び機材の活用を含む。)」から2科目履修し、合計24単位以上になるように履修する。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
日本史	日本史概説	1		2	○	
	歴史学	1		2		
	考古学1	1		2		
	考古学2	1		2		
	日本近現代史1	2		2		
	日本近現代史2	2		2		
	日本思想史1	2		2		
	日本思想史2	2		2		
	日本と世界の現代史	2		2		
	近代日本史料論	2		2		
外国史	科学史1	1		2		
	科学史2	1		2		
	アジア史概説	2		2	○	
	アジア史	2		2		
	アジア近現代史1	2		2		
	アジア近現代史2	2		2		
	西洋史概説	2		2	○	
	西洋史	2		2		
	ヨーロッパ思想史1	3		2		
	ヨーロッパ思想史2	3		2		
人文地理学・自然地理学	人文地理学	2		2	○	
	自然地理学	2		2	○	
地誌	地誌	2		2	○	
各教科の指導法(情報機器及び機材の活用を含む。)	社会科・地理歴史科教科教育法	3		2	○	
	社会科・地理歴史科指導法	4		2	○	
計				50		



⑥ 「教科及び教科の指導法に関する科目」(社会)

次の表に示す「日本史及・外国史」、「地理学(地誌を含む。）」、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」の5区分にわたり、本学で開講されている科目を各区分から1科目以上選択、かつ、「各教科の指導法(情報機器及び機材の活用を含む。）」から4科目履修し、合計28単位以上になるように履修する。

免許法施行規則に定める科目区分	開設授業科目	履修年次	単位数		教職必修	履修方法等
			必	選		
日本史・外国史	日本史概説	1		2	○	
	歴史学	1		2		
	考古学1	1		2		
	考古学2	1		2		
	科学史1	1		2		
	科学史2	1		2		
	日本近現代史1	2		2		
	日本近現代史2	2		2		
	アジア史概説	2		2	○	
	アジア史	2		2		
	アジア近現代史1	2		2		
	アジア近現代史2	2		2		
	西洋史概説	2		2	○	
	西洋史	2		2		
	日本思想史1	2		2		
	日本思想史2	2		2		
	日本と世界の現代史	2		2		
	近代日本史料論	2		2		
	ヨーロッパ思想史1	3		2		
	ヨーロッパ思想史2	3		2		
地理学(地誌を含む。)	自然地理学	2		2	○	
	人文地理学	2		2	○	
	地誌	2		2	○	
法律学、政治学	国際法1	2		2	}	国際法1・2又は政治学1・2を選択必修
	国際法2	2		2		
	政治学1	1		2		
	政治学2	1		2		
	国際政治論1	2		2		
	国際政治論2	2		2		
	国際関係史1	1		2		
	国際関係史2	1		2		
	地域統合論1	2		2		
	地域統合論2	2		2		
	国際人権論1	3		2		
	国際人権論2	3		2		
	国際機構論1	3		2		
	国際機構論2	3		2		
社会学、経済学	社会学1	1		2	}	社会学1・2又は経済学1・2を選択必修
	社会学2	1		2		
	経済学1	1		2		
	経済学2	1		2		
	文化人類学1	1		2		
	文化人類学2	1		2		
	ヨーロッパ文化論1	2		2		
	ヨーロッパ文化論2	2		2		
	国際経済論1	2		2		
	国際経済論2	2		2		
	環境経済学1	3		2		
	環境経済学2	3		2		
	マーケティング論1	2		2		
	マーケティング論2	2		2		
	経済史1	2		2		
経済史2	2		2			

哲学、倫理学、宗教学	哲学1	1		2	○	
	哲学2	1		2	○	
	倫理思想史1	2		2		
	倫理思想史2	2		2		
	キリスト教史1	2		2		
	キリスト教史2	2		2		
各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）	社会科・公民科教科教育法	3		2	○	
	社会科・地理歴史科教科教育法	3		2	○	
	社会科・公民科指導法	3		2	○	
	社会科・地理歴史科指導法	4		2	○	
計				126		

### ③ 介護等体験

社会の免許取得希望者は、3年次に社会福祉施設において5日間、4年次に特別支援学校等において2日間、介護等体験を所定の手続きを経て行うこと。

この体験は本学のボランティア実習とは別に行われるもので、体験を行う施設、学校の特定や日程の決定等は、大学と新潟県社会福祉協議会及び受け入れ校との前年度の協議で行われるもので、原則として申し込み後の取り消しはできない。

介護等体験の手続きは、体験の前年に行われる。介護等体験の手続きの方法についての案内は、すべて掲示にて行う。

### ④ 教育実習

教育実習事前事後指導は3年次前期から開始するが履修登録は4年次後期に行う。実習中は専任教員が実習校に赴き、担当学生の研究授業等を参観し、指導を行う。実習後は、実習校の評価表や実習ノート等に基づき、事後指導を行う。

社会科の教育実習については、4年次に中学校又は高等学校で3週間の実習を行う。地理歴史科、公民科の教育実習については、4年次に教育実習協力校での2週間の実習を行う。4年次の実習の手続きは3年次前期に行うので、3年次のガイダンスは特に重要である。このガイダンス及び個人面談に欠席して指導を受けなかった者は、教育実習の履修資格を失う。なお、科目としての登録は4年次で行うが、2・3年次修了時で次の履修資格を満たしていることが条件となる。

- ・所定の科目の単位を原則として全て修得している。
- ・教育実習に関わる所定の事務手続きを滞りなく終えている。

なお、学生が教育実習に実際に行くことができるかどうかについては、上記の条件等を踏まえつつ、それ以外の点も総合的に考慮した上で、教職課程委員会で最終的な判断を行う。